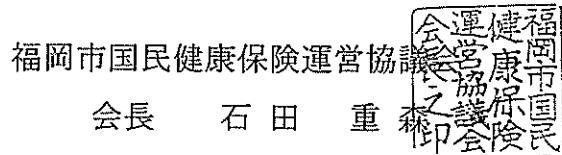


写

福運協第 1 号
平成 26 年 9 月 2 日

福岡市長 高島 宗一郎 様



出産育児一時金の額の改正について（答申）

平成 26 年 8 月 22 日付保国第 393 号にて、貴職から諮問を受けた、出産育児一時金の額の改正について、審議を行った結果、次のとおり結論を得たので答申する。

記

1. 出産育児一時金の額について

被用者保険と国民健康保険の均衡を保つため、諮問どおり、健康保険法施行令改正と同じく 404,000 円に引き上げ、産科医療補償制度に加入する分娩機関で出産した場合に加算する額は、16,000 円に引き下げることが適当である。

2. 施行期日

健康保険法施行令の改正施行日とすることが適当である。